

5類変更後の外来医療（治療薬公費）

- 新型コロナ治療薬の薬剤費は、保険適用後に残る自己負担額について全額公費負担。
（ただし、国から無償配布されている薬剤については、薬剤費は発生しない。）
- 外来、入院ともに高額療養費の適用対象。
- 国配布分が終了した薬剤はレセプト請求。
- 当該薬剤を処方する際の手技料等は公費対象外。

5類変更後の入院医療（入院診療公費）

- 医療費の自己負担が発生（ただし、高額療養費算定基準から原則2万円を減じた額を自己負担の上限とする。）
- 食事療養費は減額対象外（高額療養費の対象外）
- 入院中の新型コロナ治療薬の薬剤費は全額公費。
（**治療薬公費を利用する。**）その上で残る自己負担を入院診療公費の対象とする。
- レセプト請求にて行う。

5類移変更後の検査

- 検査公費（PCR検査や抗原検査の検査実施料及び検査判断料）は終了。
- 抗原定性検査キット等の配布は終了。
- 重症化リスクが高い者が多く入院・入所する医療機関等における陽性者発生時の従事者等への検査は県等が実施する場合のみ行政検査として取り扱う。

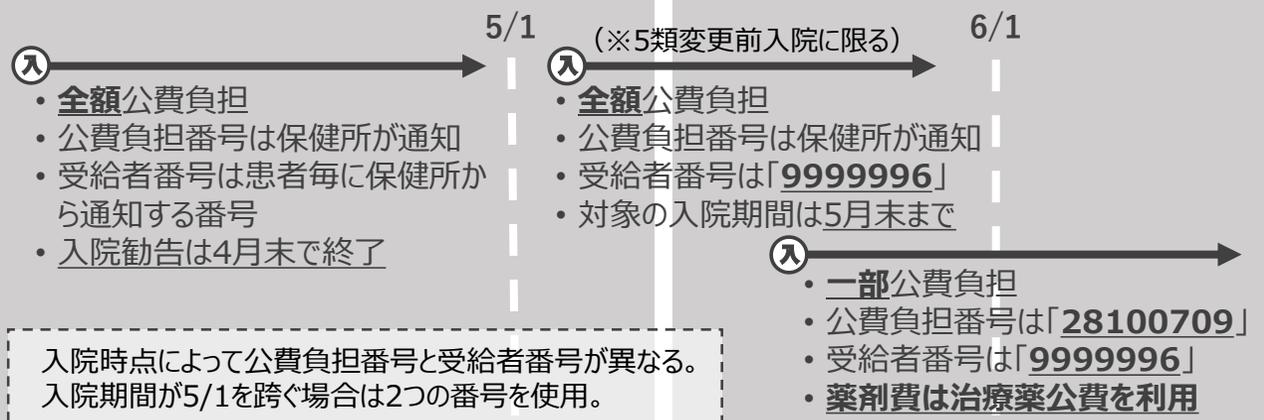
5類変更前

- 県が実施する宿泊療養又は自宅療養となった軽症者等については療養期間中における新型コロナウイルス感染症に関する医療は、公費負担。（ただし、宿泊療養は4月末で終了）
- 初再診料、院内トリアージ料等は自己負担。
- 公費負担番号は「28100600」
- 受給者番号は「9999996」

詳細は[県HP](#)（新型コロナウイルス感染症における公費負担について）を確認

5類変更後（9月末まで）

- **新型コロナ治療薬の薬剤料のみ公費負担**
〔ラゲプリオ、パキロビッド、ゾコーバ、ベクルリー、ゼビュディ、ロナプリーブ、エバシールドのみ対象〕
- 公費負担番号は「**28102804**」
- 受給者番号は「9999996」
- その他の費用は**自己負担あり**（保険診療）



- 医師が診療のために必要と判断した患者に対して、PCR検査や抗原検査を実施した場合、検査実施料及び検査判断料が公費負担。
- 公費負担番号は、群馬県「28100501」
前橋市「28101509」
高崎市「28102507」
- 受給者番号は「9999996」

- 5類変更に伴い**公費負担は終了**
- 検査にかかる費用は**自己負担あり**（保険診療）